

一般競争入札公告

令和5年11月20日

社会福祉法人瑞穂会の発注する 介護ロボット・ICTの導入支援事業工事一式及び備品の購入の一般競争入札について、下記のとおり公告します。

埼玉県行田市大字藤間510番の3
社会福祉法人 瑞 穂 会
理事長 小 嶋 素 志

1 入札内容

- (1) 名 称 社会福祉法人瑞穂会 介護ロボット・ICTの導入支援事業工事一式及び備品の購入
- (2) 場 所 埼玉県行田市大字下須戸75番地
- (3) 導入商品 ① 介護ロボット・ICTの導入支援事業工事一式
② 備品（見守り機器）の購入
- (4) 納入時期 契約締結日から令和6年1月31日迄

2 入札方法

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、再生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (3) 暴力団又はその他暴力団的集団の構成員や反社会的あるいは公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。
- (4) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと。
- (5) 医療、福祉関連事業における備品の納入実績があること。
- (6) 医療、福祉関連事業における工事（UTPケーブル配線、ネットワーク機器の設置や設定を含む）の施工実績を有する者であること。
- (7) 導入後のアフターサービス体制が整備され、実行できること。
- (8) 埼玉県や地元市町村で指名停止処分を受けている企業でないこと。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和5年11月28日(火)までに参加申込すること。
- (2) 受付時間 午前10時から午後5時まで
- (3) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
イ 医療、福祉関連事業における備品の納入実績表(書式は任意)
ウ 会社案内
※書式は問い合わせ先に電子メールにて請求。
- (4) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は事前連絡必要) ※締切日午後5時必着
- (5) 提出・問合せ先

社会福祉法人瑞穂会 ふぁみいゆ行田
担当窓口： 総務課 飯田 貞之
電話：048-559-4165
FAX：048-559-5165
E-mail: iida_s@famille-gyoda.jp

5 一般競争入札参加資格確認通知及び ①介護ロボット・ICTの導入支援事業工事一式仕様書および ②備品(見守り機器)仕様書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には備品仕様書等[入札書書式等]を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)

6 入札執行の日時等

- (1) 入札日時 令和5年12月14日(木)
 - ① 午後2時(介護ロボット・ICTの導入支援事業)
 - ② 午後3時(機器の購入)
- (2) 入札場所 特別養護老人ホーム ふぁみいゆ東館 セミナー室
住所：〒361-0012 埼玉県行田市下須戸65番地1

7 入札日程等

- (1) 公告日 令和5年11月20日(月)
- (2) 応募締切日時 令和5年11月28日(火) 午後5時まで
- (3) 仕様書配布日 令和5年11月20日(月)～

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。
(再度入札を含め入札は二回まで)
- (2) 上記(1)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 希望者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)

- ② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。
条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低限度の価格以上であること。
条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。
- (3) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

9 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は速やかに後日落札金額内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 入札に参加する者の数が1者であるときは、1回のみ入札を行う。
- (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (8) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者が入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者が入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し立て、その申し立を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者
 - ⑧ 前項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者が入札

1 0 契約方法等

- (1) 契約保証金の徴収は免除する。
- (2) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (3) 請負代金の支払い時期に関しては、社会福祉施設整備費補助による交付時期を目安とし、下記1 1に定めるとおりとする。

1 1 支払い条件

工事完了後、翌月の月末迄に銀行振込。

1 2 その他

現場においては、労働基準法・労働安全規則その他関係法令に従い、作業員等の出入監督・風紀・衛生の取り締り並びに火災・盗難等の事故防止については遺漏のないようにすること。

以 上